陸軍

嘆願書

謹んで本書を私達の最も崇敬信頼するつつがなき元帥閣下に呈し一心の願ひ申上げます次第であります。私は元千百三十二師団長として勤務して居りました元陸軍中将熊崎清次の妻で御座います。私の夫清次は昭和二十年六月二十三日千葉県佐倉町に於ける軍法会議に於いて師団長をはじめ同僚五名と共に重労働十年と二十年間の公民権剥奪の判決を受けました。その後一年と二ヶ月同年二月十三日横浜法廷に於ける軍法会議に於いて閣下の御仁慈大なる御裁断によって無罪の判決となりましたのであります。夫清次より此たよる者のない私はただ有難さに涙するばかりであります。いく度閣下の御名前を思ひ浮べよろこびの涙とともに感謝の誠をさげましたのであります。

其の後今日か明日かと夫清次の帰宅を待ちわびて居たのでありますが、その時まで待ったとても帰宅も致しませず通信もなく何んとも知らない私は不審に思いながらも帰宅すると信じて居りましたのであります。今また夫清次はシャワの国境にて現地の法廷にて裁きを受ける事になりましたとの事にて書状の内容によりますと私は詳しい事は分らないのであります。私しの夫清次の部隊に於て不都合かあったなどは聞いた事もありません。

本当に心からお詫び申上げます気持で一ぱいであります。

然しながら夫清次の性格なり平素の行状などについて罪もよく承知して居ります事と致します。夫清次が平素その仲の良かった人々なれば尚更の事今今回の事件に対しましてもどうしても考えられません。

何卒閣下の御慈悲を以て千葉市の上側千葉地方裁判所にて再審して下さいますようお願ひ申上げます。

何卒閣下の御慈悲を以て千葉市の上側千葉地方裁判所にて再審して下さいますようお願ひ申上げます。

防諜に注意せよ

ピータース様に於かれましては私が現地へ行って表敬をして私岡氏のこと、手落に当ってまいりますので手紙同封のようなお依頼にもなりまして何卒宜敷くお願い申上げます。ピータース様の出版手続についてたびたび御面倒を御掛けして誠に申訳ございません。当人一応誓約書を御出しして見るとも申しました。当人清次の事について能崎氏は実に主治たる人格者でありますから此の度の事件についても恐らく有利に解決せられるものと信じて居ります。横浜法廷の裁判官エバーソン中佐様にも能崎氏より主治医将軍であると言はれましたまかあると聞かせて頂きました。私も表敬まで大清次の人格を信じて疑いません。出来得れば、ピータース様に今度手続のコツをとって頂き度く念願致すと共に切なる懇願書も出させて頂いたのでは在りますがまことには勝切な御説明を附してピータース様の出版手続が捗りになるなら此の上の御事は在りません。此の上はただ閣下のお慈悲にすがり申上げるより外に道は在りません。どうぞ一日も早く御取りはからい下さいますよう御願い申上げます。

昭和二十二年（一九四七）八月二十日

[redacted]

能崎清次

[redacted]

日本主義者

[redacted]

日本主義者

能崎清次

[redacted]

[redacted]

[redacted]